

第四十一回港湾環境整備負担金部会

令和三年十一月十六日（火）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十一

一 開 会

二 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

—— 学 識 経 験 者 ——

(公社) 日本港湾協会 理事長 須野原 豊

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押田 佳子(欠席)

—— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴岡 純一

東京倉庫協会会長 山崎 元裕

(一社) 日本船主協会常務理事・企画部長 宇佐美 和里

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山田 敏也

—— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 若林 伸幸(代理)

関東運輸局長 小瀬 達之(代理)

東京海上保安部長 山田 昌弘

—— 東京都職員 ——

港湾経営部長 戸井崎 正巳

監理担当課長 小野澤 太一

企画担当課長 浅田 雄也

開 会 （午前十時五十七分）

○浅田企画担当課長 それでは、準備が整いましたので、ただいまから第四十一回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、港湾審議会に引き続き、大変お疲れのところ、恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は、私、東京都港湾局総務部企画担当課長の浅田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、最初に、定足数について御報告申し上げます。本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして、八名の委員が出席しております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、御承知おき願います。

なお、報道の方々へお願いですけれども、写真の撮影につきましては、冒頭から次の進行の御案内までの時間に限らせていただきますので、御了承願います。

続きまして、部会の進行に関する御案内の確認をさせていただきます。

御発言の際には、挙手をお願いいたします。職員が各委員の皆様の席にマイクを持参いたします。

また、資料につきましては、各委員の席に設置させていただきましたタブレット端末に資料を映しますので、御覧ください。なお、タブレット端末には、セキュリティー確保の都合上、外部機器の接続が禁止されておりますので、御留意願います。

なお、プレスの方々につきましては、写真撮影はここまですべてさせていただきます。

それでは、以降の進行を部会長にお任せしたいと存じます。須野原部会長、よろしくお願いたします。

○須野原部会長 負担金部会の部会長を仰せつかっております須野原でございます。

本日は、お忙しいところ、委員の皆様には、お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして進行してまいりますけれども、諮問事項の審議に入る前に、前回の部会から一部の委員に交代がありましたので、事務局から御紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○浅田企画担当課長 それでは、事務局より、部

会委員の紹介をさせていただきます。大変僭越ではございますが、私のほうからお名前を御紹介させていただきますいと存じます。御着席のままで結構でございます。

東京倉庫協会会長の山崎元裕委員でございます。

○山崎委員 山崎でございます。よろしく願います。

○浅田企画担当課長 関東地方整備局長の若林伸幸委員でございますが、本日は石橋副局長が代理出席をされております。

関東運輸局長の小瀬達之委員でございますが、本日は松村交通政策部次長が代理出席をされております。

以上で、交代のありました部会委員の御紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の戸井崎でございます。

○戸井崎港湾経営部長 よろしく願います。

○浅田企画担当課長 監理担当課長の小野澤でございます。

○小野澤監理担当課長 よろしく願います。

○浅田企画担当課長 どうぞよろしく願います。

以上でございます。

○須野原部会長 ありがとうございました。

#### 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○須野原部会長 それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

既に、都知事から、港湾審議会に対しまして、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について諮問をいただいております、皆様のタブレットの画面には、この諮問書の写しを表示しております。

まずは、この諮問事項につきまして説明を受けたと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○戸井崎港湾経営部長 港湾経営部長の戸井崎でございます。

それでは、まず、資料一の諮問事項につきまして御説明申し上げます。別紙と書かれている資料を御覧いただければと思います。

こちらの資料でございますが、左端の①「工事の種類」から⑧「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」までの八つの項目が、本日御審議いただくことに

なる、知事が負担対象工事を指定する場合に条例に基づいて告示する事項でございます。

では、次の資料二によって、港湾環境整備負担金制度の概要、令和三年度負担金（案）及び今後の手続について御説明をさせていただきますと思います。

まず左側でございますが、「一 制度の概要」、（一）趣旨でございます。こちらを御覧ください。この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区または港湾区域内におきまして一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様に対しまして、港湾管理者が行う港湾環境の整備または保全のための工事費用の一部につきまして御負担をいただくものでございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度より御負担をいただいているところでございます。

次に、（二）負担対象事業者でございます。臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等になりますが、この敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様には御負担をいただいているところでございます。

次に、（三）負担対象工事でございます。港湾

環境整備施設、ここで言う緑地の建設・改良工事、同じく緑地の維持工事、それから水面清掃工事の三つが対象となっております。

(四) 負担金の計算方法でございます。負担金につきましては、工事に要しました費用に、工事の種類や公園の種別に応じて定められた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額となっております。負担割合及び負担区域の詳細につきましては、それぞれ資料三と資料四で御説明申し上げますので、まず資料三に飛んでいただけますでしょうか。

資料三でございますが、負担割合の一覧表でございます。負担割合につきましては、各公園の機能、目的、港湾労働者等の利用状況に応じて種別化をしております、他港の状況等を勘案して負担率を設定しております。

なお、現行、晴海ふ頭公園、フェリーふ頭公園につきましては、本年三月三十一日時点において休園中となっておりますので、今年度の負担金の対象からは除外をしております。

続きまして、資料四でございます。東京港の港湾区域及び臨港地区をお示したもので、こちらが負担区域となります。ちょっと見づらいですが、図の右下の表の上段にお示ししてあり

ますように、黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千百六十五・八ヘクタールでございます。また、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は一千四十八・九ヘクタールでございます。

なお、ちよつと小さくて申し訳ございませんが、青色で表示しております①から⑩までの十公園が負担金の対象となる公園でございます。それでは、資料二のほうに戻らせていただきます。右側に移りまして、「二 令和三年度負担金（案）」でございます。

令和三年度の負担金の総額は、四千四百六万余円でございます。前年度の負担金四千二百三十八万余円に對しまして、百六十七万余円の増となっております。負担対象事業者数は、七十五社ということで、前年度と変更はございません。一社当たりの平均額でございますが、五十八・七万円となっております、前年度と比べまして二・二万円の増となっております。

その下の負担金の内訳については、工事の種類ごとに負担金の額をお示したものでございますが、詳細については次のページ以降で御説明をさせていただきます。

次に、「三 今後の手続（予定）」でございます。本日の部会におきまして諮問事項について

御審議をいただき、御了承いただけましたら、十二月に、先ほど御覧いただきました資料一の別紙、「負担対象工事の指定について」という表がございましたが、こちらを告示する予定でございます。その後、来年の二月中に納付書を送付させていただきまして、翌月の三月末までに事業者の皆様へ御納付をいただく予定としております。

なお、東京都港湾審議会条例の規則によりまして、本日御審議いただいた結果につきまして、次回の第九十八回東京都港湾審議会において須野原部長より御報告をいただければと思っております。

それでは、資料二の二ページ目をお願いいたします。まず最初は、緑地の建設・改良工事の概要でございます。

まず、城南島海浜公園でございますが、東京都のLED照明の導入方針に基づきまして、管理事務所の照明をLEDに入れ替えるため、改修を行いました。また、有料駐車場の精算機をキャッシュレス対応の精算機に入れ替えるため、改修を行いました。

次の品川北ふ頭公園、青海中央ふ頭公園でございますが、こちらは老朽化したトイレの改修と公園拡張に伴う再整備を行うもので、令和二年度は基本・実施設計を行ったところでござい

ます。

それから、暁ふ頭公園と新木場公園でございますが、こちらは老朽化した舗装の改修や、岸壁部分のはしご、園名板の設置を行いました。

これらの設計・工事に要した費用が、合計で八千四百七十二万余円。各公園の種別ごとに設定いたしました負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が一千百二十一万余円となっております。

それでは、次のページをお願いします。三ページから七ページまでは、写真等がございます。城南島海浜公園がこちらですね。LED化とかですね。

その次のページが、品川北ふ頭公園。トイレの改修でございます。

その次が、青海中央ふ頭公園の整備工事でございます。

次が、暁ふ頭公園の整備工事。

次が、新木場公園の整備工事でございます。

続きまして、次が、こちらのページですが、緑地の維持工事の概要でございます。

こちらは、城南島海浜公園ほか七公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対象公園ごとの工事に要した費用の合計が全部で一億二十三万余円です。各公園の種別ごとに設定いたしました負担割合及び敷地面

積の割合を乗じて算出した結果、負担額が一千六百三十五万余円となっております。

次のページがその写真でございます。清掃、除草、修繕の様子の写真でございます。

続きまして、次の十ページでございますが、水面清掃工事の概要でございます。

東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用が全部で二億四千七百九十七万余円です。負担割合及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が一千六百四十九万余円というふうになっております。

なお、水面清掃作業の実施状況でございますが、令和二年度は一千五百六十四立方メートルのごみを回収してございます。

以上が、令和三年度の港湾環境整備負担金の概要となります。これらの内容について、所定の様式に落とししたものが資料1の別紙でございます。

諮問事項に関する説明は以上でございます。なお、原案をお認めいただきましたら、先ほど申し上げましたとおり、須野原部会長から、資料一、資料二を基に、次回の第九十八回東京都港湾審議会に報告することとしたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須野原部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から諮問事項につきまして説明を受けたところですので、部会委員の皆様から御意見あるいは御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。特段ございませんようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきまして、原案どおりとする旨、決議いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須野原部会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

それでは、部会長の私から答申書を戸井崎港湾経営部長にお渡ししたいと思います。準備の都合により、しばらくお待ちください。

(答申書手交)

○須野原部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わらせたいと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

本日の審議経過及び審議結果ですけれども、東京都港湾審議会条例第八条第四項に基づきまして、次回の港湾審議会におきまして、私から報告をさせていただきます。その際の報告で

は、事務局案のとおり、資料一、資料二を基に報告することといたしますので、御了承いただきたいと思えます。

それでは、閉会に当たりまして、事務局から御挨拶を申し上げますことですので、戸井崎部長、よろしく申し上げます。

○戸井崎港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会に御出席いただきまして御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。ただいまの諮問事項につきましては、原案を適当とするとの答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々の御理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○須野原部会長 ありがとうございました。それでは、最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、よろしく申し上げます。

○浅田企画担当課長 須野原部会長、円滑な議事進行をしていただきまして、ありがとうございます。ました。

本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局のホームページに掲載する予定でございます。また、先ほど部会長より御案内があ

りましたとおり、本日の審議については次回の東京都港湾審議会における報告事項とさせていただきます。審議会の日程や議事内容につきましては、決まり次第、別途、御案内をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、審議会に御出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの連絡事項でございます。  
○須野原部長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第四十一回港湾環境整備負担金部会を閉会とします。本日はありがとうございます。

閉 会 （午前十一時十六分）